

## 児童手当 ・ 特例給付 変更届

総社市社会福祉事務所長 殿

令和 年 月 日

## 受給者

住 所 総社市

氏 名

連 絡 先 昭和・平成 生年月日 年 月 日

※日中連絡のつく連絡先

次の事項について変更を届け出ます。

## 1 氏名・住所・職業・加入する年金の変更

変 更 日	令和 年 月 日		
変 更 者	変更内容	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 子 氏名	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 職業	ア. 被用者 イ. 被用者等でないもの ウ. 公務員（勤務先： ）	ア. 被用者 イ. 被用者等でないもの ウ. 公務員（勤務先： ）
	<input type="checkbox"/> 年金	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金（3号被保険者含む） ウ. その他（ ）	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金（3号被保険者含む） ウ. その他（ ）

※受給者が単独で国外転出し、引き続き市内在住の配偶者が受給する場合は、配偶者からの認定請求書の提出が必要です。

※受給者と支給対象児童が別居となる場合は、申立書（別居監護）の提出が必要です。

## 2 養育状況の変化

事由が発生した日	令和 年 月 日		
事 由	<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
配偶者 （事由が婚姻又は 離婚の場合記入）	(フリガナ) 氏名	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
	住所	個人番号	

※事由によっては、受給者の交代が必要となることがあります。

※養子縁組の解消をされた方は、消滅届の提出が必要です。

※事由が離婚の場合、個人番号の記載は不要です。

## 〈注意事項〉

・郵送で提出する場合は、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、保険証 等）の写しを添付してください。

## ※ 担当課使用欄（ここから下には記入しないでください。）

窓 口 確 認 欄		備 考
<input type="checkbox"/> 身分証明書を確認		
入 力 確 認 欄		
台帳	<input type="checkbox"/> 確認	
入力日		

(裏面)

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
  - ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
  - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
  - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
  - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
  - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
  - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
  - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。